

事業環境変化対応型支援事業

免税事業者も他人事ではありません！

相談料
無料



インボイス制度 個別相談会

ご好評につき
日程を追加しました

令和5年10月1日から消費税適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。

インボイス発行事業者の登録申請は原則として令和5年3月31日までに税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と登録番号の通知を受ける必要があります。

伊達商工会議所では、消費税インボイス制度に関するご相談に対応するため、税理士による個別相談会を実施致します。

免税事業者だが登録は必要？経理処理はどのように変わるの？などインボイス制度にまつわる疑問点を相談してみませんか？

【日 時】 ~~令和4年11月24日(木)~~

令和5年 1月17日(火)・・・**受付終了**

令和5年 1月23日(月)・・・**追加日程**

【時 間】 午前の部 10:00~12:00

午後の部 13:00~16:00

※相談時間は60分です！

各日程の定員は5名までとさせていただきます。

【会 場】 伊達商工会議所 会議室 (伊達市旭町24番地)

【対 象】 伊達市内で事業を営む皆様 (会員・非会員問わず)

【相談員】 大塚徳浩税理士事務所 税理士 大塚 徳浩 氏

【申込み】 電話による完全予約制

※申し込みの際は、事業所名・日時・相談内容をお伝えください。



主催：伊達商工会議所 (担当：経営支援課 山下・大木)

TEL：0142-23-2222 営業時間：8:45～17:30